

## 吹田市役所本庁舎広告付き案内地図設置業務仕様書

## 1 募集内容

## (1) 業務名称

吹田市役所本庁舎広告付き案内地図設置業務

## (2) 設置場所

吹田市役所本庁舎中層棟1階正面玄関ロビー（別紙3「レイアウト図」参照）

## (3) 業務内容

吹田市内の案内地図を作成・設置する。

なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

## (4) 吹田市役所本庁舎広告付き案内地図（以下、「広告付き地図」とする）設置方法

- ① 本体は高さ2,400mm×幅1,500mm×奥行200mm程度の大ききで作成すること。
- ② 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、撤去の際には、原状復帰すること。
- ③ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ④ 音声の発生する機材の設置は不可とする。

## (5) 本体

- ① 周囲と調和のとれた色合いにすることとし、電気亜鉛メッキ鋼板（t1.5以上）加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ② 地図及び広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にインクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性および表現力を発揮するようにすること。
- ③ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ④ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン/オフも容易にできるようにも対応すること。

## (6) 広告付き地図枠

- ① 地図は「吹田市役所周辺案内図」と「吹田市全域図」より構成すること。
- ② 国土地理院の2500分の1の地図をベースに作成すること。
- ③ 地図は公共施設・災害時の避難場所等本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ④ 全体的に利用者が見やすい配色でデザインすること。
- ⑤ 地図上に所在する広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・電話番号等）

⑥ 広告を表示する場合は地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させておくこと。

(7) その他

- ① 製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は地図全体を貼り替えること。ただし、本市が貼り替える必要のないものとして認めた場合にはその限りではない。
- ③ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、吹田市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤ 「地図及び広告に関するお問い合わせは〇〇〇〇（取扱事業者名及び電話番号）」等の表示を施すこと。

2 支払い条件

本市の指定する方法により、指定する期日までに年間使用料及び電気使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しないこととする。

ただし、本市の責めに帰すべき理由で地図を設置できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

- (1) 本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は吹田市広告掲載要領、吹田市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。